

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 5 年度第 3 回和泉市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和 6 年 3 月 7 日（木） 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1 階 大集会室
出席者	・和泉市障がい者施策推進協議会委員 大谷委員、清水委員、小尾委員、階元委員、眞砂委員、藤野委員、藤井委員、樽本委員 ・事務局 木下（福祉部次長） 黒川（障がい福祉課長）、宮本（障がい福祉課課長補佐）、関本（障がい福祉課主幹）、南後（障がい福祉課）、鍛冶（子育て支援室こども政策担当課長）、小林（子育て支援室こども支援担当課長）、大西（子育て支援室こども支援担当総括主査）、岩井（子育て支援室こども政策担当）
会議の議題	1.令和 5 年度第 2 回和泉市障がい者施策推進協議会の振り返り 2.第 7 期和泉市障がい福祉計画及び第 3 期和泉市障がい児福祉計画案について 3.和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について
会議の要旨	・令和 5 年度第 2 回障がい者施策推進協議会の振り返りを行った ・第 7 期和泉市障がい福祉計画及び第 3 期和泉市障がい児福祉計画案の承認を行った
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議：公開 傍聴者なし

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【事務局】

開会

【大谷会長】

それでは、議題1「令和5年度第2回障がい者施策推進協議会の振り返り」について、事務局から報告願いたい。

【事務局】

議題1「令和5年度第2回障がい者施策推進協議会の振り返り」について報告。

【大谷会長】

議題1について、意見はあるか。

【樽本委員】

移動支援の利用にあたって制限があり、使いにくいという声があることを確認しておいていただきたい。

【大谷会長】

委員の意見に対し、事務局から回答願いたい。

【事務局】

移動支援に係る課題について事業所から意見を頂戴しているところである。課題について、自立支援協議会等さまざまな場面で協議を進めたいため、協力をお願いしたい。

【大谷会長】

アンケートを実施するということか。

【樽本委員】

いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会で各事業所にアンケートを配布し、現在回収しているところである。アンケートの回答をまとめた時点で、機会があればお話しさせていただきたい。

【大谷会長】

議題2第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画案について、事務局から報告願いたい。

【事務局】

議題2「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画案」について報告。

【大谷会長】

議題2について、意見はあるか。

【小尾委員】

大阪府との協議の結果、追記された項目が多い。これは項目が抜けているという指摘だと思うが、逆に和泉市が健闘している点の報告はあったのか。

【事務局】

特になかったが、重要な計画であるため、今後の重点目標・成果目標、サービスの見込み量をしっかり掲載する必要があると考えている。不明点は、その都度大阪府に質問し、修正を加えていきたい。

【小尾委員】

計画の全体のPDCAサイクルを回すということだが、大阪府の計画は前年度の統計がなかなか出てこない。和泉市では、令和4年度の統計は、令和5年の何月に把握できるものなのか。

【事務局】

統計については、主に実績から数字を拾っていくが、事業所からの請求遅れがあると数字が固まらないという問題がある。成果目標やサービスの実績については大阪府から毎年夏頃に照会が来るため、夏頃にはおおむねの数字は固まっている状況である。一方で、市では把握できず、大阪府あるいは国から最終的な数字が発出されなければ不明な部分もあるため、そのようなものについては夏以降の数字の把握となる。

【大谷会長】

ほかに意見はあるか。

【藤野委員】

文化行事やスポーツ行事について、府が主催で実施するため市は実施しなくてよい、あるいは市で積極的に実施してほしいという提言はあるのか。資料には書いていないため、後日教えてほしい。

次に、保育園から小学校、小学校から中学校に進学するときに、障がい児の情報が引き継ぎされているのか。今回、視覚障がい者福祉協会に拡大読書器を2台寄贈してくれる会社があった。学校には拡大読書器がないと聞いたため、障がい児がいる学校に寄贈していただき、生徒が喜んでいた。教育委員会によると、予算がないため、拡大読書器を置いていないとのことであるが、引き継ぎが出来ていれば、予算を取って対応出来たのではないか。高校進学時にも連携がとれているのか疑問であり、教育委員会で連携を図っていただきたい。

【大谷会長】

委員の意見に対し、事務局から回答願いたい。

【事務局】

大阪府からの提言についてだが、障がい福祉計画策定にあたっての事前協議は、国の基本指針を踏まえて大阪府が基本的な考え方を示すものである。つまり、事前協議は、事業や取組みの実施についての提言というより、大阪府の基本的な考え方を踏まえた文言が計画書に入っているのかという観点で指摘があるものである。

【事務局】

保育園・小学校・中学校という形で所属が変わる部分での引き継ぎについてだが、小学校・中学校については一定学校間で連携した教育がなされているため、顔の見える環境の中で引き継ぎが実施されていると聞いている。

また保育園から小学校への引き継ぎについては、就学前の支援は保健師も関わり、保護者と一緒に学校に出向く形で、引き継ぎが実施できていると考えている。

課題としては、地域の小学校から支援学校の中等部に行かれた場合、地域で実施されていた支援の引き継ぎが薄いという話を支援学校から頂戴している。また、高校への引き継ぎも現状難しい。こども部会も含めて検討を進めていきたいと考えている。

【大谷会長】

連携が上手くいっているのではないかというご報告である。藤野委員からの意見では、拡大読書器が学校にない状況なので、これについて引き継ぐべきではないかというご指摘をいただいていると思うがそれでよろしいか。

【藤野委員】

視覚障がい者の場合だと、音声パソコンを使用するため、支援学校の中等部からパソコン教育もやっていると思うが、予算がないため支援学校に行ってから覚えて欲しいというのではなくて、予算が取れるのであればこれから取ってほしいと考える。

小学校から中学校、中学校から高等学校・支援学校に進級した時に本当に引き継ぎができているのかが疑問である。実態把握するか、できなくても家庭との連携を取ってもらえれば子どもも保護者も安心できると思う。

【大谷会長】

一長一短には、進みにくい課題ではあるが、藤野委員の指摘を踏まえて各自の場で提言を活かせられれば良いと思っている。加えて、府立の支援学校と教育委員会が連携できているのかどうかも一つのポイントになると考えている。

前から申し上げている不登校の子、特に支援学校に行くような重度の強度行動障がいのある子の場合、バスに乗れないため、学校に行けない。1週間以上学校に行けなければ普通の教育委員会には報告義務があるので報告するが、支援学校は広域のため一切報告義務がなく、放っておかれてしまう。そして、その子たちが18歳になって障がい福

祉を利用するため、府と市の連絡も、とても重要な連携のポイントであり、ご理解を賜れば有難いと思っている。

他の委員から意見はあるか。

【今村委員】

公立の中学校から府立の支援学校の場合なら、比較的引き継ぎの環境も整っていると思う。例えば大阪府立でも支援学校ではない高等学校、あるいは通信制の学校に行くことになった場合、引き継ぎは非常に難しくなるのではないか。

【大谷会長】

提案の通りで、不登校になった子は学力が低いため、公立高校に行けない。そのため、私学、あるいは通信制高校に行くことになる。しかし、学力が低いためレポートを書けず、中退することになる。

その後は障がい福祉を利用するまで家族が面倒を見る形にしかない。ご指摘をいただいた通りで、漏れ落ちる人のない体制が求められており、この計画づくりの時に見直していくことが大事なポイントだと思っている。

他に意見はあるか。

【小尾委員】

この計画の情報保障で、点字版や読み上げ版などはあるのか。

また、大阪市が今年初めてパブコメの段階からルビを振って分かち書きをするやさしい版も併せて出していた。そういう取組が和泉市であるのか教えてほしい。

【事務局】

大阪市のようなやさしい版、概要版は作成していない。

本日確認いただいている計画書にはユニボイスコード音声コードは付与していないが、障がい福祉計画をこの協議会にて最終ご承認をいただいた後には1ページごとに音声コードを付ける予定である。

一方で点字版を作成する予定はない。障がい福祉課には点字プリンタを設置しているため、必要な方には点字プリンタを使って配付する事ができる環境が整っている。

【大谷会長】

パブコメの時にはルビは振っていないということか。

【事務局】

はい。

【大谷会長】

小尾委員、よいか。

【小尾委員】

今度、検討していただきたい。

【大谷会長】

あまり難しいことではない。ルビは自動的に振れると思う。

【小尾委員】

ルビと分かち書き、表現そのものを大阪市はやさしくしており、画期的なことである。

【大谷会長】

他に意見はあるか。

なければ、議題 3 和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について、事務局から報告願いたい。

【事務局】

議題 3 「和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置」について報告。

【大谷会長】

議題 3 について、障がい者施策推進協議会に紐づけて障がい者差別解消支援地域協議会を発足させたいという報告であったが、意見はあるか。

「障害者差別解消法」に従い、住民から訴えがあった場合に対応をしてきたが、制度化を図って更に推進を図るととともに、事例等の積み重ねをすることで、障がい者の差別解消に向けて取り組んでいきたいということである。

差別解消とは、個別の差別状況を改善するものではなく、社会的な排除を解消していくものである。事業者による社会的障壁の除去が努力義務から義務化されることとなっており、これを進めていくことが一つのポイントとなる。しかし、全国組織の事業者もあり、一市町村だけで話し合いを進めてもなかなか改善が難しい状況がある。そうした中で、内閣府が適切な相談機関と調整し取り次ぐ窓口を設置した。その窓口を活用して更に進めたいというのが国の意向であり、国の意向に沿って今回の提案の発動になったと考えている。

【事務局】

今議会で予算審議を行っており、令和 6 年度の新規事業として和泉市でも先ほど紹介があった点字メニューの作成費用やコミュニケーションボードの購入費用、スロープの工事代等を助成する制度を提案しているところである。可決されれば次年度から新たな取組として和泉市も取り組んでいく。

和泉市が新たな補助制度を設けるときは、対象経費の 2 分の 1 を上限額とするという新しいルールができた。それに倣い、工事代等の 2 分の 1 を助成する制度である。

皆様にもこういった取組を盛り上げていただいて、合理的配慮が民間事業者の間でも進んでいくようにご協力をいただければ有難いと思っている。

市がこのような制度だけを作成しても、なかなか進まない面もあるかと思うため皆様方のご協力をよろしくお願いしたい。

【大谷会長】

予算が可決されれば、広報するのか。

【事務局】

広報する。

【大谷会長】

和泉市も補助金制度を導入して、差別解消に取り組んでいくということであるため、ご留意をお願いしたい。

他に、意見はあるか。

【今村委員】

合理的配慮に関して、先日苦情を受けた。1人の車椅子利用者から面接先に行くにあたって車椅子乗っている人間は乗りたい電車に乗る事ができず、1本後の電車であれば乗れないという苦情だった。これは事実なのか。

【大谷会長】

昔は、事前に連絡しなければ職員が配置できないため待つ必要があったが、今は適時乗ることができるようになってきている。ただ、徹底されているかどうかには差があり、特に無人駅の場合は待たせる事が多い。この課題は障がい者団体と大阪府広域で話し合いや、国土交通省との兼ね合いもあるため、なかなか進展はしていないところがあり、解消するまでに時間かかると感じている。

他に、意見はあるか。

【藤野委員】

8年前に水泳を覚えたいと思い、あるスポーツクラブに行くと、向こうの窓口で目と耳と鼻に障がいのある方は、規約の上でお断りしていると言われた。今の障害者差別解消法の法律上でいうと、スポーツクラブに規約改正を求めることは可能か。

【大谷会長】

もちろん出来る。全国的にあるスポーツクラブの場合、そういう規約が全国にあることになるため、撤廃してもらわないといけないということになる。撤廃するには自治体が窓口で繋いでいただき、国が入る形になる。

【藤野委員】

設備面、人材面を理由に障がい者を断る文言は、通用しないということか。

【大谷会長】

資力の無い企業に求めても難しいというのが現在の判断である。各企業の業績とも勘案して、基本的には差別解消法に基づいて改善という形になるが、過度の場合はやはり難しいと言われている。

【藤野委員】

明らかに障がい者差別の文言が含まれている規約には、訂正を求めることが出来るのか。

【大谷会長】

差別解消法により可能である。

【事務局】

藤野委員が発言した内容の類似事例に該当するかもしれないと思い、紹介させていただく。

聴覚障がいの方が技能講習の受講を希望したが、聴覚障がいを理由に断られた。別の受講可能な施設を探して通い始めることになった段階で我々は事案の相談を受けた。

これについて、我々も事案の件数が実際のあまりなく、知識やノウハウも十分では無かったため、大阪府にもご同行いただき、対象の施設に出向いた。障がいがあるという理由だけで受講できないということについては、不当な差別的な取り扱いということになるものの、一方で何故駄目なのかという事を丁寧に説明しなかったところに大きな問題があるということで、事業所の担当とお話させていただいた。

合理的配慮の提供のために事業者に対して過重な負担を強いてはいけないというところ点もあり、行政機関等が窓口になって、障がいのある方と事業者とが対話を積み重ねていくというところが差別解消法の大きな趣旨あるため、このような事案があったという紹介である。今後その施設で、もし同様の事案があった場合、話を聞くのみですぐ断るということではなくて、何をどう受けたいのか、訓練内容、技能講習の内容の説明でどのようなところに難しさがあるのかという対話がなされていくと感じている。

【大谷会長】

課題もあるが、今、内閣府で窓口を設けているので、窓口を活用することで推進に繋がっていくと思う。是非権利擁護という側面からも声を挙げていただきたいと思っている。

他に、意見はあるか。

【樽本委員】

私は障がい福祉サービス事業所団体連合会から参加している。

多くの事業所で、介護報酬改定問題と人材不足が課題になっている。どうしたらいいか。

【大谷会長】

国制度と、実際に解決できる問題と、審別をお願いしなければならない。

【樽本委員】

困っている声を届けていただきたい。団体に加盟している事業所は切実に悲鳴を挙げているという状況であるということを理解していただきたい。

【大谷会長】

どの事業所も人材確保に困っている。福祉分野の給与格差が要因の一つとしてある。人材を確保するには、やりがいや魅力をどう伝えていけるかが重要になってくる。また、介護報酬は国の制度のため声を挙げないといけないが、一長一短にはいかないというところがあると思う。

藤井委員、意見等あるか。

【藤井委員】

障がい児福祉計画の中で出てきた医療的ケア児等コーディネーターという制度を私達の意見も聞きながら充実した良いものにしてほしいと強く思っている。

障がい者差別解消について、事業者側が断っている理由を理解せずにさらに要求するのは、当事者として少し欠けていると思う。合理的配慮は非常に難しく、我儘なのかなのか言うべきなのか、当事者も少し躊躇するところであり、障がい者差別解消支援地域協議会でみんなで考え、みんながうまく過ごせるようになればと思っている。

今、府と国両方に要望を出しているのが、車椅子が大きなワゴンに乗り込む際、後ろからスロープを出して乗り込むという形が多い。商業施設の駐車場は横幅は広いが、縦が短い。しかし、安全に車椅子が乗り降りするには2台分くらいの場所が必要だと以前から商業施設に言っているが、町づくり条例の横幅は確保しているという返事しか返ってこない。このような問題を周知していかないといけないということが課題であると思っている。

【大谷会長】

町づくり条例については、毎年改正することが出来ない。大阪府でも10年経ってようやく改正が進んでいるという状況である。声を上げ続けるという事が次の条例改正のポイントになると考えている。

【眞砂委員】

先程の差別解消と関連することで、障がい者の新しいグループホームを作る際に、地域の方の理解が得られない場合が多々ある。

民生委員協議会でも民生委員にそのグループホームにしっかり関わって頂き、町会の行事にもそのグループホームが何でも参加することで、上手く行っているところもある。

しかし、新しくグループホームを作る際に反対運動が起きたり、自治会に入れて欲しいと言っても、入れてくれないところもある。自治会が作ったゴミ置き場のゴミしか収集されないが、自治会に入れないため、ごみを捨てることができないというグループホームもある。我々、民生委員が新しいグループホームが地域に受け入れられるようお手伝いすることが重要だと思っている。

【大谷会長】

グループホームが地域から反対を受けることは、中々克服出来ない問題として残っている。自治会に入らないとゴミ収集はしてもらえないということだが、その通りなのか。

【事務局】

そのようなことはない。一般家庭のゴミは市役所が無料で収集に回るものであるが、事業所のゴミは、許可業者と週何回、何袋出すという契約を個別に結ぶ形の個別収集となっている。

【大谷会長】

グループホームで自治会に加入することが出来れば一般ゴミを預かってもらえ

るのか。

【事務局】

そういうことではない。一般家庭用のゴミ置き場のため、事業所のゴミを捨てることは不可能である。

【眞砂委員】

先程私が言った事例は、ごく小規模のため、事業者に特別な契約で取りに来てもらうような量ではなく、普通の家庭ゴミの量しか出ない。そのため、法人の本部の所に持って行き、処分する形をとっている。上手く地域社会に受け入れてもらえると本来のグループホームの役割を果たす事が出来ると思うが受け入れてもらうには、まだまだ課題が残っていると感じている。

【大谷会長】

樽本委員の事業所は、自治会加入しているのか。

【樽本委員】

事業所もグループホームも加入している。

【大谷会長】

ゴミはどうしているのか。

【樽本委員】

グループホームは家庭ごみで捨てているか不明だが、事業所は事業所の登録で別に来てもらっている。

【大谷会長】

事業所が自治会に入りたいと言っても入れてもらえないという問題も出ている。地域共生と言うときには、自治会加入を含めた仕組みの調整も考えていかなければならない。今度の報酬改定の中でも、令和7年度からグループホームの運営に地域の代表の方も一緒に参加することが求められている。

【階元委員】

障がい者差別解消支援地域協議会の設置であったり、和泉市が取り組む補助金の制度で環境面のバリアフリーが進むことは素晴らしいことだと思っている。

社会福祉協議会としても、来年度以降福祉教育に力を入れることとしており、子どもの時から多様性や優しい心を育めるように、教育関係者と手を結びながら進めて行きたいと思っている。それ以外にも要望があれば普及啓発の部分に力を入れたいと思っているため、ご意見頂ければと思っている。

【大谷会長】

民生委員の研修会に当事者が登場し、非常に良かったという評価を受けている。客体ではなくて主体としての視点で福祉教育に取り組んでいただきたいと思っている。

今村委員、何かあるか。

【今村委員】

先日、発達障がいの方が色々な所に相談をしたがたらい回しにされ、合理的配慮をしてもらえないと電話をかけてきた。

市民の方からの相談が自分の所で解決すべき問題ではないとしても、いったん受け止め、関係機関等に情報を転送するといった対応をしていただきたいと思う。それが資料1の清水委員の人手不足の中での人材育成ということにもつながってくると思う。

【大谷委員】

小尾委員、何かあるか。

【小尾委員】

大体ほとんどの市町村で差別解消の協議会が出来ていると思っていたので、和泉市になかったというのは驚いた。しかし、協議会が出来ていたとしても、事例が出しにくい機能していない。活性化することを願っている。

【大谷委員】

最後に清水委員から、何かあるか。

【清水委員】

今回は、差別解消に関する意見が多かったと思う。小尾委員が差別解消法について事例検討と言っていたが、具体的にどんな課題が起きているかが計画を読んでも分からない。具体的な事例を話し合うことで議論も活発になって来るので、差別解消の協議会や自立支援協議会の色々な部会の中でも事例を通して考えることがこれからより必要になってくると思っている。

加えて、社会福祉協議会の福祉教育に私はとても期待している。知的障がい・発達障がい・精神障がいのような分かりにくい障がいを持っている人について学ぶ機会が増えて欲しいと思っている。

【大谷会長】

これで審議内容はすべて終了であるが、最後に意見はあるか。

【事務局】

計画書については、この内容でよろしいか。

【大谷会長】

承認させていただく。

【木下次長】

部長の代わりに挨拶させていただく。本日審議いただき了承頂いた第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画と案については、今後、大谷会長に最終ご確認を頂いて3月末までに計画策定とさせて頂きたい。次年度以降は、計画の進行管理をお願いしながら、先程も申しあげた「和泉市障がい者差別解消支援地域協議会」の設置に向けて準備を進めていく。

次回、「施策推進協議会」は夏頃の開催を考えている。今後ともご支援ご協力を賜り、積極的なご意見を大事に受け止め、施策推進を進めてまいりたいと思っている。

る。

閉会